


○×

×	問1	原付自転車は片側3車線以上の道路では、信号機が青色の矢印を示していても右折できない。
×	問2	前方の信号が青で直進する場合は徐行しなくてよい。
×	問3	交差点では、直進車や左折車の進行を妨げてはいけい。自分の車が先に入った場合でも同様である。
×	問4	左側から来る車が優先である。
○	問5	右折のため進路変更する車は必ず優先する。
○	問6	本標識には規制標識、指示標識、警戒標識及び案内標識がある。その他補助標識がある。
○	問7	「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」の標識である。
×	問8	「車両通行止め」である。駐車禁止は右図のものである。 
○	問9	数字に下線があるのは最低速度標識である。なければ最高速度標識。
○	問10	そのとおり。標示には規制標示と指示標示がある。
○	問11	そのとおり。
×	問12	安全な間隔(前から近付くときは約1m、後ろから近付くときは約1.5m)があれば、徐行の必要はない。
×	問13	安全地帯に人がいるときは、徐行して進む。
○	問14	安全地帯がない停留所で徐行できるのは、人がいなくて約1.5m以上の間隔がある場合である。
○	問15	図は「歩行者専用道路」を示し、警察に届け出て許可を得た車両以外は通行できない。
×	問16	白色⇒黄色の順に越えてもよいが、黄色⇒白色の順に越えてはいけい。
×	問17	安全を確認してから合図を出さなければならない。
×	問18	交差点から出て左側に寄り、一時停止しなければならない。
×	問19	左側に寄るが、一時停止の必要はない。
○	問20	一方通行の道路でも原則的には左側に寄るが、左側に寄ると妨害になる場合は右側に寄る。